

被災した鳥獣被害防止対策施設の修繕にかかる経費の助成はありますか

《概要》

被災した侵入防止柵やわなについて、農作物に対する被害を防止するため、早急に再整備及び修繕するのに必要な資材費を定額で助成する制度があります。

《留意点》

- ・事業の実施主体は、地域協議会（国制度）、市町村（県制度）となります。
- ・被災状況（可能であれば）、整備状況が分かる写真や資材購入の領収書等の保管をお願いします。

《今後のスケジュール》

実施要領等を整備したので、受付を開始しています。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

《補助事業制度》

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国の制度）
当該制度で整備した侵入防止柵の再整備について、農業者や地域住民の方々が直接施工する場合に、資材費用を定額で助成します。
- ・集落ぐるみ農産物鳥獣被害防止対策事業（県の制度）
国制度及び県制度で整備した侵入防止柵やわなの修繕について、農業者や地域住民の方々が直接施工する場合に、資材費用を定額で助成します。

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
県庁 鳥獣害対策室	086-226-7439
備前県民局 農畜産物生産課	086-233-9827
備中県民局 農畜産物生産課	086-434-7032
美作県民局 農畜産物生産課	0868-23-1305